

東彼杵町規則第 3 号

東彼杵町行政財産貸付規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町行政財産貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産を貸し付ける場合において、東彼杵町財務規則（昭和39年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(用途又は目的を妨げない限度)

第2条 法第238条の4第2項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度」とは、次の各号のいずれにも該当しない事項とする。

- (1) 町の事務又は事業の遂行に支障が生じるおそれがあること。
- (2) 行政財産を管理する上で支障が生じるおそれがあること。
- (3) 行政財産の公共性又は公益性に反するものであって次の事項に該当するものであること。

ア 公序良俗に反し、又は社会通念上不適當であること。

イ 特定の個人又は企業の活動を支援する等、行政の中立性を阻害するものであること。

ウ ア及びイのほか、貸付けにより公共性又は公益性を損なうおそれがあること。

- (4) 貸付終了時において、行政目的を達成することができない、又は極めて困難となるおそれがあること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

(適正な管理を行う上で管理上適當と認める者)

第3条 法第238条の4第2項第4号に規定する「当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者」とは、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 建物、敷地等を占有すること等により、通路等の通行に障害を招くおそれがある者
- (2) 電気、水等を大量に使用し、建物全体への安定供給に支障を来すおそれがある者
- (3) 町の行政上の目的、施策等に反する目的のために利用する者
- (4) 過去に町有財産の使用許可又は貸付け等を受けた後、使用許可を取り消され、又は契約違反を行ったことがある者
- (5) 町に対する誤解若しくは批判又は町民、来庁者等の不安を招くおそれがある言動を行う者
- (6) 東彼杵町暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第1号に規定する暴

力団の利益になると認められる者

(7) 前各号に掲げるもののほか、その他貸付けの相手方として不適当であると認められる相当の理由がある者

(床面積又は敷地に余裕がある部分)

第4条 法第238条の4第2項第4号に規定する「余裕がある部分」とは、次の各号のいずれにも該当する場合をいう。

(1) 行政目的に利用されないと見込まれる期間が、借受希望期間の始期から1年以上あると認められる部分

(2) 使用見込みのない壁等に囲まれた1区画の部屋又は貸し付けても職員、来庁者、車両等の通行の妨げとならない部分

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める部分

(貸付けの申請手続等)

第5条 行政財産の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行政財産貸付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて申請を行うものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、その可否を審査し、行政財産貸付決定通知書（様式第2号）又は行政財産貸付申請不承認通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(貸付けの相手方の選定等)

第6条 貸付けの相手方は、原則として一般競争入札により選定する。ただし、次に掲げる場合は、随意契約により貸し付けることができる。

(1) 予定価格（予定貸付料の年額又は総額）が30万円を超えないとき。

(2) 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。

(3) 町の出資団体等が行う事業の用に供するとき。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する団体が行う事業に供するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特別の事情があると認める者に貸し付けるとき。

2 貸し付ける行政財産の性質等から勘案し、貸付料のみで相手方を選定すると当該行政財産の用途又は目的を妨げるおそれ（第2条各号に該当する場合を除く。）が生じる場合には、企画提案競争により相手方を選定することができるものとする。

3 前2項の規定は、貸付期間が満了した場合において、当該行政財産について複数の貸付

希望がある場合の貸付けの相手方の選定方法について準用する。

(貸付契約等)

第7条 町長は、貸付内容を審査し、当該行政財産を貸し付けることが適当と認めるときは、規則第106条に規定する事項を付記した契約書を作成し、申請者と契約を締結するものとする。ただし、町長が契約書を省略しても支障がないと認めるときは、契約書の作成を省略することができる。

(貸付料)

第8条 行政財産の貸付料は、東彼杵町行政財産使用料条例（平成28年東彼杵町条例第31号。以下「条例」という。）第2条の規定を準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「貸付料」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の企画提案競争による随意契約により行政財産を貸し付ける場合は、当該随意契約の決定価格をもって貸付料とする。

(貸付けに伴う庁舎等管理費)

第9条 庁舎等の貸付けに伴う電気、ガス、水道、燃料費、電話等の経費は、借受人において負担するものとし、前条の貸付料に加算して徴収することができる。

(減免の基準)

第10条 貸付料の減免は条例第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「貸付料」と読み替えるものとする。

2 条例第4条第1項第1号に規定する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地方公共団体 地方自治法第1条の3に規定する団体
- (2) 公共団体 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する団体
- (3) 公共的団体 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体、法人税法第2条第6号及び同条第7号に規定する団体並びに町内の福祉団体及び町内の老人会、婦人会、PTA、その他子ども会等の社会教育団体

3 条例第4条第1項の規定に基づき、減免して貸し付ける場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 前項各号に規定する団体が、収益を目的としない借受けについては、無償で貸し付けることができる。
- (2) 前項第1号及び第2号に規定する団体が、収益を目的とする借受けについては、貸付料を10分の5以内において減額することができる。
- (3) 前項第3号に規定する団体が、収益を目的とする借受けについては、貸付料を4

分の1以内において減額することができる。

(減免の申請及び決定)

第11条 貸付料の減免を受けようとする者は、行政財産貸付料減額・免除申請書(様式第4号)を第5条に規定する行政財産貸付申請書に添えて申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その可否を審査し、行政財産貸付料減額・免除決定通知書(様式第5号)又は行政財産貸付料減額・免除申請不承認通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(貸付けの承継)

第12条 借受人が死亡し、又は合併によって解散した場合において、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人が当該貸付けを承継しようとするときは、直ちに行政財産貸付承継届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届けを受理したときは、第7条に規定する契約書の変更契約を締結する。

(住所氏名等変更)

第13条 借受人は、住所、氏名又は名称若しくは代表者を変更した場合は、直ちに行政財産借受人住所等変更届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届けを受理したときは、前条第2項の規定を準用する。

(その他)

第14条 この規則に定めるほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

行政財産貸付申請書

年 月 日

（あて先）東彼杵町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号 内線
担当者氏名

東彼杵町行政財産貸付規則第 5 条の規定により、行政財産を借受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請者は、東彼杵町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。また、上記の事実の確認のため、必要な場合には、警察署長に照会することについて承諾します。

記

借受けを希望する物件	所在地	東彼杵町 郷 番
	地目又は建物名称	
	面積	m ²
借受けの目的		
借受け期間		年 月 日から 年 月 日まで
備考		

(表)

行政財産貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長



年 月 日付けで申請のあった行政財産の貸付けについては、貸付けを決定しましたので、東彼杵町行政財産貸付規則第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

なお、この通知を受け取った日から起算して10日以内に同封の貸付契約書を提出してください。

記

1 貸付を決定する行政財産の表示

- [1] 所在地 東彼杵町 郷 番
- [2] 地目又は
建物名称
- [3] 貸付面積
- [4] 貸付部分 (別図のとおり)

2 貸付の目的及び期間並びに貸付条件

- [1] 目的
- [2] 期間 年 月 日から 年 月 日まで
- [3] 条件
 - ① 借受者は、借受けた物件を他に転貸してはならない。
 - ② 町長は、貸付期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、契約を解除することができる権利を留保する。
 - ③ 町長は、経済事情の変化などにより協議によって貸付料金を改訂する権利を留保する。
 - ③ 借受者は、借受け物件を申請した目的以外の目的に使用してはならない。
 - ④ 借受者は、借受け物件の原形を改変してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。
 - ⑤ 借受者は、自己の責に帰する理由により借受物件を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、借受物件を現状に回復した場合は、この限りでない。
 - ⑦ 貸付契約は、土地賃貸借契約（普通借家契約・〇〇年の定期借家契約）とする。

(裏)

3 貸付料及び維持修繕その他管理費用の負担

[1] 貸付料 円

※この額は、貸付料を無償又は減額を適用する前の金額です。

[2] 貸付料を無償又は減額する額 円

[3] 維持修繕その他管理費は、借受け者において負担すること。

上記の費用は、本町の発行する納入通知書により指定された納入期限日までにその指定された場所において支払わなければならない。

4 貸付けの取消事由

町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付の全部もしくは一部を取消、または変更することができる。

- (1) 本町において貸付けた財産を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
- (2) 行政財産の建物又は付属設備等を毀損又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 東彼杵町暴力団排除条例に規定する暴力団の利益になると認められたとき。
- (4) 使用者が貸付条件に違反したとき。

町長等は、使用許可の取消又は変更により借受者に損失が生じてもこれを補償しない。

5 現状の回復

借受者は、貸付期間が満了したとき、又は町長により貸付を取り消され、又は変更されたときは、町長が指定する期日までに、借受物件の全部又は一部を現状に回復して返還しなければならない。

6 有益費等の請求権の放棄

借受者は、借受物件に投じた有益費及び必要費があっても、これを町長に請求しないものとする。

7 その他

()

様式第3号(第5条関係)

行政財産貸付申請不承認通知書

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

東彼杵町長 

年 月 日付けで申請のあった行政財産貸付申請については、下記の理由で不承認としましたので東彼杵町行政財産貸付規則第5条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

行政財産貸付料減額・免除申請書

年 月 日

(あて先) 東彼杵町長

住 所
申請者 氏 名
電 話

下記のとおり貸付料の減額（免除）を受けたいので東彼杵町行政財産貸付規則第11条第1項の規定により申請します。

記

借受けを希望する物件	所 在 地	東彼杵町 郷 番
	地目又は建物名称	
	面 積	m ²
借受けの目的		
借 受 け 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
申 請 の 理 由		

行政財産貸付料減額・免除決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

住 所

氏 名 様

東彼杵町長（管理者）



年 月 日付けで申請のあった行政財産の貸付料の減額（免除）については、下記のとおり決定したので東彼杵町行政財産貸付規則第11条第2項の規定により通知します。

記

1 決定の理由

2 減額（免除）の期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 減額（免除）する金額

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東彼杵町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東彼杵町を被告として（東彼杵町長が被告の代表者となる。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

行政財産貸付料減額・免除申請不承認通知書

第 号
年 月 日

申請者

住 所

氏 名 様

東彼杵町長（管理者）



年 月 日付けで申請のあった行政財産の貸付料の減額（免除）申請については、下記の理由で不承認としましたので行政財産貸付規則第11条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東彼杵町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東彼杵町を被告として（東彼杵町長が被告の代表者となる。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

行政財産貸付承継届

年 月 日

(あて先)東彼杵町長

住 所
承継人 氏 名
電 話

下記のとおり行政財産貸付を承継したいので、東彼杵町行政財産貸付規則第12条の規定により届け出ます。

記

借受けを受けている物件	所 在 地	東彼杵町 郷 番
	地 目 又 は 建 物 名 称	
	面 積	m ²
借 受 け の 目 的		
借 受 け の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
承 継 の 理 由		
従 前 の 使 用 者 住 所、氏 名		
添 付 書 類		1 従前の契約書の写し 2 その他関係書類 ()

行政財産借受人住所等変更届

年 月 日

(あて先)東彼杵町長

住 所

届出者 氏 名

電 話

下記のとおり使用者の住所、氏名又は名称若しくは代表者に変更がありましたので、東彼杵町行政財産貸付規則第13条の規定により届け出ます。

記

1 借受け財産の表示

(1) 所 在 地 東彼杵町 郷 番

(2) 地目又は
建物名称

2 変更事項及び変更内容

(1) 変更事項

(2) 変更前

(3) 変更後

3 変更理由

4 添付書類

(1) 従前の契約書の写し

(2) その他関係書類